

## 京都市民間保育施設等への事業継続支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「地域子ども・子育て支援事業」を実施する京都市内の民間保育施設等が、物価上昇といった厳しい環境の中においても安定的に事業運営を継続できるよう、必要な経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間保育施設等 次に掲げる施設のうち、本市内に所在するものをいう。

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第35条第4項により市長が認可している民間保育所（以下「保育所」という。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項、同条第3項及び第17条第1項により市長又は京都府知事の認定又は認可を受けた認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 法第34条の15第2項により市長が認可している家庭的保育事業等（以下「地域型保育事業所」という。）

エ 学校教育法第4条第1項により京都府知事の認可を受けた幼稚園

オ 京都市病児・病後児保育事業実施要綱第2条により本市と委託契約を締結している医療法人等並びに本市と病児保育事業に関する協定を締結している医療法人等（以下「病児・病後児保育施設」という。）

(2) 地域子ども・子育て支援事業 次に掲げる事業をいう。

ア 京都市時間外（延長）保育事業実施要綱で定める時間外（延長）保育事業

イ 京都市一時預かり事業（一般型）実施要綱及び京都市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱で定める一時預かり事業

ウ 京都市病児・病後児保育事業実施要綱で定める病児・病後児保育事業

エ 京都市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱で定める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### (補助対象)

第3条 地域子ども・子育て支援事業を実施する民間保育施設等を補助対象とする。

### (補助対象事業)

第4条 令和7年10月1日から令和8年3月31日の間に、民間保育施設等が地域子ども・子育て支援事業を継続的に実施するために行う、物品等の購入等に要する経費（人件費を除く維持管理経費、光熱水費、印刷費等を含む。）に対し、補助を行うものとする。

### (補助金の額)

第5条 この要綱による補助金の額は、1事業当たり25,000円を上限とする。た

だし、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

- 2 地域子ども・子育て支援事業のうち複数の事業（一時預かり事業において複数の類型を実施している場合を除く）を実施している場合、それぞれの事業において上限額25,000円を適用する。

（補助金の申請兼実績報告）

第6条 条例第9条の規定による申請は、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 京都市民間保育施設等への事業継続支援事業補助金交付申請兼実績報告書（第1号様式）
  - (2) 京都市民間保育施設等への事業継続支援事業補助金事業計画兼事業報告書明細（第2号様式）
  - (3) 第4条の事業に該当することを証する資料（購入等を行った物品等の内容、購入等の日時、購入等を行った物品の金額、経費を支払ったことが分かるもの）
- 2 市長は、前項の規定による期日までに同項各号に掲げる書類の提出がなかった者に対し、補助金を交付しないことを決定することができる。

（交付決定兼交付額決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の申請に対し、30日以内に条例第10条各項の決定を行い、その旨を京都市民間保育施設等への事業継続支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（第3号様式）により通知する。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、事業者に対して、条例第22条の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額の変更を決定するときは、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を経るものとする。
- 3 市長は、前項の手続を経て交付決定の取消し又は交付額の変更を決定したときは、事業者に対し、速やかに、その旨を京都市民間保育施設等への事業継続支援事業補助金決定取消・変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第9条 市長は、条例第22条及び前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付額を変更した場合において、条例第23条に基づき、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を命じるものとする。

（交付の条件）

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により定める期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の

全部又は一部を京都市に納付させることがある。

- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 5 その他交付の条件については、こども家庭庁が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に定めるところに基づき、市長が適当と認めるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 民間保育施設等は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

なお、民間保育施設等が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月26日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、令和7年10月1日から適用する。